



請 書

- 1 契約件名 水せっけん (上半期分)
- 2 物品の内容

ア 品名	水石鹸グリーン
イ 規格	メーカー：つやげん
	その他：1缶あたり18リットル入り (原液使用)
- 3 納入期限 見積依頼時に提示された仕様書に記載のとおり。
- 4 契約期間 契約締結日から令和5年9月29日まで
- 5 契約単価 1缶 (18リットル入り原液) につき 金2,913.9円
課税事業者(取引に係る消費税及び地方消費税額 金264.9円)
「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法 (昭和63年法律第108号) 第28条第1項及び第29条並びに地方税法 (昭和25年法律第226号) 第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

上記の業務について、次の事項を遵守の上お請けします。

- 1 業務を実施したときは仕様書に基づいた納品書を提出し、検査を受けます。
- 2 次のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議ありません。
 - (1) 正当な理由なく納入期限内に物品を納品する見込みがないとき。
 - (2) その他この契約の目的を達成することができないとき。
- 3 代金の支払は、業務の検査完了後、適法な請求書を発注者が受理した日から30日以内に受けます。
- 4 本業務を契約期間内に履行することができないときは、発注者が災害その他やむを得ない理由があると認めたととき、又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して、当該業務に係る契約金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を発注者に支払います。
- 5 発注者の責めに帰する事由により、第3項の支払期限までに代金が支払われない場合の遅延利息について、前項の規定が準用されることに異議ありません。
- 6 本件契約の締結に当たり次の条件が付されることに異議ありません。
 - (1) 業者調査への協力
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例 (平成22年神奈川県条例第75号) に基づく契約解除等
 - (3) 前各号に係る契約条件の詳細については、見積書提出時点で神奈川県ホームページ (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>) に記載されていたものとします。
- 7 前各項のほか、神奈川県財務規則及び関係法規の定めるところに従います。

令和5年4月6日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

受注者 川崎市川崎区新川通10-15
有限会社新生工具店
代表取締役 林 芳彦

